

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、格付けに係る事務処理に必要な事項を定めることにより、格付けを公正かつ適正に行うことを目的とする。

(申請方法)

第2条 要綱第3条第1項の「別に定める申請方法」とは、山梨県産業廃棄物処理業者格付け申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 評価項目適合申告書（添付書類第1面）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 国税（法人税）及び地方消費税について、税務署長が交付する未納がないことを証明する書類
- (4) 県税（県民税、事業税及び不動産取得税）について、県税務事務所長等（県民税については個人の場合は市町村等）が交付する未納がないことを証明する書類
- (5) 市町村税（市町村民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）について、市町村長が交付する未納がないことを証明する書類
- (6) 社会保険料について、年金事務所長が発行する未納がないことを証明する書類
- (7) 労働保険料について、地方労働局長が発行する未納がないことを証明する書類

3 申請書は各林務環境事務所に、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に係るものは2部、(特別管理)産業廃棄物処分業に係るものは3部提出するものとするものとする。

(格付けの判定結果)

第3条 要綱第4条第4項の「別に定める方法」とは、別表1に示すマークの許可証への印刷とする。

(公表)

第4条 要綱第6条第1項の「別に定める項目」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 格付けを受けた者の氏名
- (2) 住所
- (3) 格付けのランク
- (4) 格付けの有効期間

(辞退)

第5条 格付けを受けた者は、格付けを辞退する場合には、様式第3号により、知事にその旨を届け出なければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、格付けの実施に係る事項は、必要に応じて別に定める。

附則

1 この要領は、平成30年6月18日から施行する。

2 この要領は、令和3年1月19日から施行する。